

平和な自由貿易福祉社会

— もう一つの日本経済論 —

船 津 秀 樹

1. はじめに

20世紀は、諸国民が戦争による欠乏と貧困に脅かされた前半の50年間と、その反省から平和による物質的繁栄を諸国民が求めた後半の50年間という対照的な時代に区分される世紀であった。科学技術の進歩は、地球上の資源の有限性を、宇宙衛星の視点から、視覚的に我々人間に認識させることまで可能にした。

経済学は、いかに有限な資源を効率的に用いて、人間の経済厚生を高めるかを探求する学問である。その一分野である国際経済学は、異なる複数の国の存在を前提としつつ、諸国民の経済厚生を最大化を研究する学問である。第二次世界大戦後、植民地の独立により、世界は、多数の主権国家から成り立つことになった。それぞれの主権国家は、労働、土地、資本という生産の三大要素に対する法的規制を定めつつ、経済政策を実施してきた。

国民一人当たりの所得の高い国が、北半球に多く位置し、一人当たり所得の低い国が、南半球に数多く位置しているところから、世界における所得の不平等の問題を「南北問題」と呼ぶ。一つの国の中における所得分配の不平等が問題であるように、諸国民の間における所得分配の不平等も大きな国際経済問題として認識されるようになってきた。

20世紀になってから主権国家となった国々の国民および経済政策の担当者にとって、欧米以外の国でありながら経済的な繁栄を実現した日本は、一つの国民経済のモデルとして注目されるようになった。特に、1980年代半ばに、アメリカ合衆国に代わって世界最大の債権国となった日本経済は、多くの学者や論

者によって研究されるようになった。大学においても、日本研究の一部として、日本経済論が開講されるようになってきた。¹⁾ 1990年代の日本経済の不況は、さらに多くの研究課題を我々に与えてくれている。

この小論の目的は、これまで必ずしも明快には論じられてこなかった視点から、戦後日本経済の成功と1990年代の不況の原因を説明する三つの仮説の提示を試みることにある。第1の仮説は、平和憲法の制約によって、軍事費の支出が抑えられたことが、高い経済成長率に貢献したというものである。第2の仮説は、GATT-WTOによる自由貿易体制によって、資源の乏しい国であっても、経済成長を達成することが可能であったというものである。第3の仮説は、累進的な所得税の徴収と政府による社会保障・教育等の公的支出によって、比較的公平な所得分配が実現し、これによって経済成長が促進されたということである。これらの要因が、どの程度、生産要素の増大と技術革新以外の要因として戦後の日本の経済成長に影響したのかを考えてみたい。

2. 平和憲法の経済的帰結

第一次世界大戦の終了後、パリにおいて講和会議が開かれた。イギリスの大蔵省から派遣された代表の次官として会議に出席していたジョン・メイナード・ケインズは、講和の内容が、戦後のヨーロッパ経済の復興に資するものではないことに抗議して、会議の途中で帰国してしまった。ケインズは、自らの立場を明らかにするために、「講和の経済的帰結」という書を著わした。論点は、敗戦国であるドイツに過重な賠償金を課することは、戦後の経済復興を遅らせ、ヨーロッパ経済全体にとって好ましくないというものであった。国際紛争を解決する手段としての戦争は、戦勝国に敗戦国に対する賠償請求権を与えるとと言う意味で経済的利益を伴うものであった。領土の割譲は、生産要素としての土地の増加を意味し、長期的な経済成長に影響を与える。領土の拡張を目的とす

1) 例えば、David Flath (2000) を見よ。

る戦争が存在することは、国家における富の蓄積が武力の行使によって変更しうることを意味した。

第一次世界大戦後、国際連盟の結成など、世界規模の戦争の再発を防止するための平和活動がなされたにもかかわらず、1930年代の世界不況から、第二次世界大戦が勃発した。日本も、1941年12月8日にハワイ真珠湾を攻撃し、アメリカ合衆国など連合国に宣戦布告し、世界大戦に参戦した。戦局は、日本には不利に展開し、1945年7月26日、アメリカ合衆国・英国・中華民国は、ポツダム宣言を発して、日本に対して降伏を勧告した。佐藤達夫（1962）は、その大部の著作の冒頭で、日本国憲法成立の要件について、次のように述べている。「日本国憲法の成立、すなわち明治憲法の改正の原因については、ふかく遡れば、過去における明治憲法の運用上の過誤や、さらには、明治憲法自体の欠陥というようなところまで及ぶことができるけれども、その直接のきっかけとなったのは、何といても、日本の敗戦によるポツダム宣言の受諾であるといわなければならない。」当初、ポツダム宣言について、黙殺するとしていた日本政府は、ソビエト連邦の参戦、広島・長崎への原子爆弾の投下によって、ポツダム宣言を受諾することになる。連合国は、「戦後の日本の政治形態は、ポツダム宣言に従い、日本国国民による自由に表明する意思により決定されるべきもの」としていた。

第9条で、国際紛争の解決手段としての戦争を放棄する日本国憲法は、国民主権・平和主義・基本的人権の尊重を基本理念とし、その理想の高さから、21世紀の憲法と呼ばれて来た。第二次世界大戦後、アメリカ合衆国を中心とする連合国は、敗戦国に対して、賠償を求めることをせず、むしろ、戦後の経済復興を支援する政策を採った。これは、第一次世界大戦後の世界恒久平和の体制造りが失敗した反省から、敗戦国の国民生活の向上を、新たな戦争を抑止する手段として重視した結果に他ならなかった。また、1950年代から顕著になった経済体制に関する理念の相違に基づく、いわゆる冷戦構造の中で、市場経済を基本とする国に対しては、きわめて寛大な経済援助がなされた。

日本国憲法は、敗戦を契機として制定されただけに、「平和的生存権」とい

う欧米の近代国家においても必ずしも明確になっていない崇高な理念が、その基礎となっている。深瀬忠一（1987）は、第3章において、日本国憲法の平和原則の普遍性と独創性について論じるとともに、諸外国の憲法における平和条項の類型化を試みている。さらに、深瀬は、「日本国憲法の戦争と軍備の撤廃による「平和的生存権」の保障・尊重の原則は、そのような現代世界の普遍的平和努力の主観的・客観的両側面を合体した到達目標を先取りした一つのモデルとすることができる。」（285ページ）と述べている。

1950年代には、東アジアにおいても、東西冷戦構造の中で、中華人民共和国が成立し、朝鮮戦争が勃発した。第9条の規定にも関わらず、自衛隊が創設され、アメリカ合衆国との安全保障条約に基づき、自衛のための武力行使を可能にするような法整備がなされてきた。憲法を改正して、日本の再軍備化を進めるべきとの議論も、日本の国内外にあったが、憲法は改正されず、軍事費を最低限に抑えることで、生産要素を、国民生活の向上に配分することが可能となった。

日本国憲法は、私有財産制を認め、各種の自由を保障している。したがって、経済システムとしては、自由市場経済を基本としながらも、国民に、平和に必要な最低限の文化的な生活を保証している。これは、一種の社会契約である。平和的生存権の確立は、必然的に、政府に、財政を用いた所得再分配政策の実施を責務として要請することになる。すなわち、税負担能力のある富裕者や高額所得者から比較的高率での徴税を行い、所得機会の乏しい国民にさまざまな支出を行う政策が実施されてきた。

自国民の安全を保障することは、政府の重要な責務であるが、第二次大戦後の日本は、これを平和主義と国際協調主義に求めたのであった。徴兵制は廃止され、若者は、戦争の恐怖を感じることなく、自由に学問をする機会を与えられた。人的資本の形成において、知識や経験の蓄積を妨げる期間は取り除かれた。政府支出に占める安全保障費の割合は、憲法上の制約を理由に、国民所得の1%以下に抑えられてきた。この結果、1960年代以降、日本は、社会全体として、経済的繁栄を目標として市場を通じて効率的な資源配分を行うことが可

能であった。

国際経済学の中で、このような安全保障費の負担と経済成長の関係について、明示的には研究されてこなかったが、20世紀後半の日本経済における国民所得の上昇に関する議論をする時、見落としてはいけない論点であろう。この仮説を実証的に検証するためには、世界各国の憲法における平和条項を比較し、それらが、軍事支出の抑制にどのような効果があったのか分析し、指標化し、一人当たり国民所得の上昇率との相関関係を検証することが必要だろう。安全保障費を低く抑えることに成功した国ほど、経済成長率が高かったことを確認できれば、日本国憲法の経済的帰結を、さらに説得力をもって、発展途上国の国民と経済政策担当者に対して語ることができるであろう。

3. 自由貿易と経済発展

アダム・スミスが大著「諸国民の富の性質と諸原因に関する一考察」をロンドンで出版した1776年に、北アメリカ東海岸の植民地の住民達は、本国から独立を宣言し、共和国を樹立する。主権の確立のためには、しばしば武力が用いられ、戦争が行われる。スミスは、富の性質を宮殿の中の金銀財宝ではなく、人々の消費可能な財の合計であることを明らかにした。今日の国民所得の概念を富と呼び、それを創り出す本源的な生産要素を、労働・資本・土地とし、それぞれの蓄積過程を分析した。一国の富ではなく、諸国民の富を増加させるためには、「貿易収支の黒字を目的とし、輸入を抑制し、輸出を増大させると言う重商主義政策」を批判し、自由な貿易を通じて国際分業が実現し、諸国民の富は増加することを説いた。自由な通商を確保するために、政府は強い海軍力を持つことを必要とするとされた。

スミスは、大著の第五部で、税収を用いて主権国家の政府が支出すべきものとして、防衛、教育、そして、通商に必要なインフラストラクチャーなどをあげている。スミスの時代まで、所得発生の時点で課税するという考え方は一般的ではなかったために、税収の中心は、関税や個別物品税などの間接税がその

中心であった。国家が自由な貿易に干渉せず、自然自由人による競争的な利益追求が、「諸国民の富」＝「世界全体での消費可能な財の合計」をもたらすというスミスの命題は、今日まで、経済学の実証的発展の過程でも、中心的なパラダイムを形成してきた。ただ、残念なのは、この命題の成立のためには、諸国民間の相互理解と恒久平和が前提となっていることが、19世紀、20世紀の国際政治の中で忘れられてきたことである。スミス自身の思想でもあった、隣国の経済的繁栄は、自国にとっても有益であるという政治経済思想は、なかなか現実のものとはならなかった。

自由貿易の理念が、市場の拡大を目指す帝国主義と結びつけて認識されてきたことに、19世紀の不幸があった。欧米諸国および日本の植民地政策は、本来の自由貿易の理想とは程遠い自国本位の侵略戦争による領土の拡張をその動機としており、数多くの人達はその犠牲となった。自然自由人の自由意志によって民主的に選ばれた代表による政府が、諸国民の間の自由な通商を保障することが、自由貿易の基本政策であるべきだった。大英帝国、大日本帝国、大東亜共栄圏といった概念は、本来の自由貿易の理念とは、無縁のものだったと言わざるを得ない。

第二次世界大戦後、世界貿易の秩序を定めるために、多国間による「関税と貿易に関する一般協定」(GATT)が調印された。いわゆるガット体制の発足である。これは、1930年代の不況が、国内の失業者数を減少させるために外国製品に高関税を課す近隣窮乏化政策によって、かえって不況が深刻化した反省から、互惠無差別の原則に立ち、協定締約国に最恵国待遇を与えることを基本にしていた。これによって、ガットのメンバーになれば、最も低い関税率でメンバー国と貿易することが保障され、政治的な理由で、貿易を阻害されるリスクが小さくなった。ケネディーラウンド、東京ラウンド、ウルグライ・ラウンドを通じて、各国の平均関税率は引き下げられ、世界の経済史の上でも稀な世界貿易の拡大が、20世紀後半に実現した。戦後、欧米・日本の植民地支配から解放され、独立国となった多くの国々も、ガットのメンバーとなることで、自由貿易政策を実践する機会が与えられ、市場経済と整合的な経済発展が図れて

きた。

自由貿易社会では、自然自由人による私的財産の所有を権利として認めるために、東西冷戦構造の中で、私有財産制を否定する社会主義国がガットの締約国となるのは困難であった。1980年代後半の東ヨーロッパ諸国の民主化に始まった社会主義国の改革開放政策は、東西冷戦を終結させ、世界全体での自由貿易体制構築の道を拓き始めた。ガットによる自由貿易体制は、世界貿易機構（WTO）の発足により、より広範囲の諸国民がその利益を享受できる体制へと変わりつつある。²⁾

第二次世界大戦後に独立した多くの発展途上国にとって、自由貿易体制は、市場経済の中で一人当たり所得を向上させていくには、好都合な経済システムであった。特に、天然資源に恵まれていない小国にとっては、比較優位の構造を変化させることで、輸出の促進による経済成長を実現することが可能になった。戦後の日本経済の成長を説明しようとするとき、平均関税率の引き下げは、重要な要因となる。平均関税率の低い国ほど、一人当たり国民所得が高いという仮説が、検証されるべき第二の命題である。

4. 不平等の経済学

アトキンソン（1983）は、その著書の「はじめ」で、不平等の問題は、近代経済学の中で、必ずしも十分に研究されてきたテーマではなかったと述べている。所得と資産の分配は、きわめて重要な問題でありながら、なかなか近代経済学者は、分析しようとしてこなかった。国際経済学も例外でなく、国と国との間の所得格差の問題は、ほとんどのテキストでも、十分なページが与えられていない。これは、「不平等」という概念自体が、ある種の価値観を含んでおり、科学的な手法を用いる近代経済学の分析対象とするのは難しかったことも一つ

2) Bhagirath Lah Das（1998）は、発展途上国の視点から、現行 WTO 協定の問題点を指摘している。

の理由であろう。

それでも、近年は、アトキンソンの研究に代表されるように、1. 所得と資産はどのように分配されるのか、2. 我々が観察する所得と資産の格差はどのように説明されるのか、3. 政府による所得再分配政策は不平等にどのような影響を持つのか、といった問題が研究されるようになってきた。

日本の場合には、戦後のシャープ勧告によって多段階の累進所得税率を課すとともに、政府による社会政策によって、不平等の小さな経済社会を作り出してきた。しかしながら、1980年代に、アメリカ合衆国やイギリスなどにおいて、働く意欲や民間投資を増大するために、累進税率の簡素化が図られるにつれ、日本でも、消費税を導入するとともに、直接税と間接税の比率を見直す政策が採られた。これらの、いわゆる供給重視のマクロ経済政策は、ある程度の不平等の拡大を容認しつつ、民間の経済主体の労働・投資意欲を喚起することで、経済成長を実現しようとするものであった。規制緩和・行政改革による政府支出の削減等は、不平等を拡大する効果があるものの、経済成長を通じて国民全体の所得水準は向上するものと考えられた。イギリスのサッチャー政権の経済政策に代表される考え方は、それまでのケインズの有効需要管理政策に基づくマクロ経済政策に大きな変更を迫ることとなった。1990年代における日本経済の不振について、ケインズ政策をあまりにも長く続けすぎたことに、その原因を求められる場合がある。不況対策としての公共投資がさしたる経済効果をもたらさなかったことからなされる議論である。不平等を小さくするための所得再分配政策が、戦後日本の経済成長にどのような影響を与えたのかは、まだ、評価がはっきりと定まっていない。

世界経済では、国際機関を通じた経済協力や経済援助が、国際的な所得再分配政策にあたる。国際通貨基金や世界銀行は、第2次世界大戦後の経済秩序を維持のために設けられた機関である。世界銀行が1993年に出版した「東アジアの奇跡」と題するレポートは、これらの国際機関の立場を代表するものとして大変興味深い。戦後、日本、韓国、台湾などの経済成長率が高かった要因として、国内の所得分配が公平であったことをあげている。すなわち不平等を小さ

くするような公共政策が持続的な経済成長に貢献したという立場をとっている。所得分配の不平等な国では、自由貿易による利益が一部の富裕層にのみ分配され、いわゆる中間所得層が形成されないために、国内消費が低迷し、経済成長できない。これに対して、日本型の不平等を小さくする公共政策は、平均的な家計の所得を均一に上昇させるために、工業製造品の大量生産・大量消費による経済成長の実現に貢献したと考えられる。このレポートは、1990年代後半のアジア経済危機を観察することなく書かれたので、若干政策評価について楽観的になっているが、所得分配の不平等と経済成長の関係を明示的に論じている点は、我々の研究にとっては重要である。

所得および資産の不平等を議論する際に、現実を観察される事後的な不平等と将来の不平等を拡大するような所得機会の不平等を区別して議論する必要がある。高い相続税を課することで、富の世代間移転を抑制することは可能であるし、教育・研修の機会を数多く提供することで、所得を得る機会を平等化することは可能である。封建的な身分制度や硬直的な指令経済によって、自由な職業選択が制約されれば、長期的な経済成長は妨げられるだろう。

また、継続的な総需要管理政策の実施による総供給関数への負の影響は、事後的な不平等の是正が労働・投資意欲の減退を通じて、潜在的な経済成長を低下させるというようにとらえることができる。経済主体は、将来の経済環境について、ある程度合理的な予想をもって行動しているとすれば、政府の不平等是正政策は、経済成長に負の副作用を持ち得るのである。

今後、我々が研究しなければならないのは、所得・資産の不平等是正政策が一人当たり所得の向上に対して持つプラスの効果とマイナスの効果をよく吟味することである。不平等是正の経済政策は、ネットでプラスの効果を持つと推論されるが、その実施にあたっては、副作用との間にトレードオフがあることを認識すべきであろう。

国際経済においては、経済協力や経済援助のあり方についても、さらに精緻な研究が必要であろう。

5. おわりに

この論文では、試論として、第二次世界大戦後、日本が経済成長してきた要因として、平和憲法の制約による安全保障費の極小化、GATT-WTOによる自由貿易体制の存在、社会政策による所得・資産の不平等の是正、について考察してきた。1980年代半ばに、世界で最大の債権国となったものの、1990年代には、かつてないほどの経済不況にみまわれている日本。21世紀の進路を考えていく上でも、今一度、生産要素の増大と技術革新以外の戦後日本経済の成長要因を分析してみる必要があるだろう。今後、三つの要因について定量的な指標を作成し、日本経済の時系列データおよび世界各国のクロスセクションデータを用いて、計量経済学的な分析を試みたい。

参考文献

1. A. B. Atkinson (1983) *The Economics of Inequality*, Oxford University Press, Oxford.
2. M. Shahid Alam (2000) *Poverty from the Wealth of Nations*, Macmillan Press LTD, London and St. Martin's Press, INC., New York.
3. Bhagirath Lal Das (1998) *The WTO Agreements Deficiencies, Imbalances and Required Changes*, Zed Books Ltd. London and New York.
4. Yong Deng (1997) *Promoting Asia-Pacific Economic Cooperation, Perspectives from East Asia*, Macmillan Press LTD, London and St. Martin's Press, INC, New York.
5. David Flath (2000) *The Japanese Economy*, Oxford University Press, Oxford.
6. Martin Feldstein (1988) *International Economic Cooperation*, The University of Chicago Press, Chicago and London.
7. J. M. Keynes (1919) *The Economic Consequences of the Peace, The Collected Writings of John Maynard Keynes*, Macmillan St Martin's Press for the Royal Economic Society, 1971 edition.
8. Adam Smith (1776) *An Inquiry into the Nature and Causes of the Wealth of Nations*, the University of Chicago Press, 1976 edition.
9. The International Bank for Reconstruction and Development/The World Bank (1993) *The East Asian Miracle, Economic Growth and Public Policy*, Oxford University Press.
10. 深瀬忠一 (1987) 「戦争放棄と平和の生存権」岩波書店。
11. 佐藤達夫 (1962) 「日本国憲法成立史」有斐閣。